



加東市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づく措置請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成31年4月26日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成31年4月26日

加東市監査委員 高橋 優
加東市監査委員 小西 勝之
加東市監査委員 壺井 弘次



平成31年4月26日

< 略 > 様

加東市監査委員 高 橋 優
加東市監査委員 小 西 勝 之
加東市監査委員 壺 井 弘 次

措置請求に係る監査結果について（通知）

平成31年2月26日に収受したみだしの請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査の結果を次のとおり通知する。

記

第1 監査の請求

1 請求の提出

平成31年2月26日、地方自治法第242条第1項の規定に基づく措置請求書（以下「請求書」という。）が提出された。

2 請求の補正

請求書の内容の一部に不備が認められたことから、平成31年3月4日付けで請求人に対しその補正を求め、同月11日付けで補正が行われた。

3 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づく、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 対象となる財務会計上の事実

平成31年1月10日に行われた「平成30年度加東市立小中学校学習者用タブレットパソコン購入」（以下「平成30年度パソコン購入」という。）の制限付一般競争入札は、株式会社さくらケーシーエスが一者入札により落札し、契約が締結されている。

イ その行為が違法又は不当である理由及び生じている損害

一般競争入札でありながら、コンピュータ関係の高額な購入に関して、同一会社の一者入札が複数なされている中での平成30年度パソコン購入に、不

当性を感じるとともに加東市に損害が生じていると考えられる。

ウ 請求する措置の内容

平成 31 年度においても平成 30 年度パソコン購入と同程度のタブレットパソコン購入が予定されているが、価格の妥当性を得るためにも、複数者入札の下に一般競争入札が実施されるよう努力すべきである。

(2) 事実証明書

本件措置請求に係る事実証明書として、次の書面が提出された。

ア 開札結果表（平成 30 年度加東市立小中学校学習者用タブレットパソコン購入）の写し

イ 神戸新聞（2019 年 2 月 21 日（木））24 ページの写し

ウ 開札結果表（平成 30 年度加東市立社小学校ほか 2 校教育・校務用パソコン更新業務）の写し

エ 開札結果表（平成 29 年度福田小・社中・東条中教育・校務用パソコン更新業務）の写し

3 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する所定の要件を具備していると認め、平成 31 年 3 月 14 日付けで受理した。

第 2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、新たな証拠の提出及び陳述のため、平成 31 年 3 月 25 日午後 2 時から請求人の陳述を行った。

その際、新たな証拠として次の書面が提出された。

ア 加東市における過去 5 年間のコンピュータ関係の入札状況

イ 入札経過及び結果調書（兼契約調書）「箕面市教育 ICT 環境整備に係るタブレット端末等機器」の写し

2 執行機関の陳述

あらかじめ事実関係を説明する書面を提出させ、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、教育振興部長、教育総務課長、教育総務課副課長、教育総務課主査、総務財政部管財課長及び管財課副課長の出席を求め平成 31 年 3 月 25 日午後 2 時 30 分から、執行機関の陳述を行った。

第 3 監査の対象

住民監査請求の対象となる行為は、市職員等が行った特定の財務会計上の行為若しくは怠る事実が、違法・不当であると認識され、請求人によって、その具体的な理由をもって、市職員等に係る固有の違法性・不当性を摘示されることが必要とされている。さらに、市に財産上の損害が発生若しくは発生する恐れがあることが明らかであることが必要である。

ここに、請求人の求める平成 30 年度パソコン購入については、地方自治法第 242 条第 1 項に定める違法・不当な契約の締結若しくは履行により、市に損害が生じていると考えられるとする主張が上記の条件を満たすものとし、監査の対象とする。

第 4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、教育振興部教育総務課及び総務財政部管財課の陳述により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 事実の確認

監査対象事項について、請求人及び監査対象機関から提出された関係書類等の調査、請求人の陳述及び監査対象機関の聞き取り調査の結果、確認した事実は次のとおりである。

(1) 機種選定

平成 30 年度パソコン購入では、教育の ICT 化に向けた環境整備の一環として、文部科学省が示す整備方針に基づき、新たに学習者用タブレットパソコン等を整備しようとしたものであるが、各小中学校では、既にデジタル教科書、画像転送システム及び授業支援システム等のシステムが稼働しており、ネットワーク構築後もこれらのシステムが円滑に動作することが求められていた。

特に、平成 24 年度以降導入を進めてきたデジタル教科書 Conets は動作が重く、CPU は Core i3 以上が推奨されていることを踏まえ、実施設計書には、既に教育用パソコンとして各小中学校に導入し、円滑に動作していた富士通 ARROWS Tab Q738/SE を参考品として記載し、仕様書において参考品以外で応札する場合は、質疑期間中に同等品の承認を得ることとしている。

また、仕様に定めるスペックについては、現在の技術革新を踏まえ CPU を検討した結果、デジタル教科書 Conets の導入時の Core i3 を超える処理速度を持つ Core m3-7Y30(2.6GHz)以上としている。

(2) 設計金額の算定

監査対象機関（教育振興部教育総務課）における実施設計書の作成については、同設計書に記載した参考品の機器等を基に 2 者から見積りを徴収し、各機

器及び導入諸経費ごとに低廉な金額を設計単価として設計金額を算定している。

(3) 入札参加資格の設定

監査対象機関（総務財政部管財課）は、無制限に参加を認めた場合の契約履行の成否への影響等を鑑み、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による制限付一般競争入札により実施することとし、入札参加を制限する者の基準については、平成 30 年 12 月 5 日開催の指名競争入札参加者等審査会の審議を経て、入札公告日現在で、平成 28 年度～30 年度加東市入札参加資格者名簿にコンピュータ・同関連機器で登録されている者と設定している。

このコンピュータ・同関連機器での登録者数は 125 者あり、設計見積業者数も 2 者であることから複数者の応札があるものと見込んでいた。

(4) 入札の実施

監査対象機関（総務財政部管財課）は、平成 30 年 12 月 12 日に入札公告（加東市公告第 274 号）を行い、同月 20 日には株式会社さくらケーシーエスから入札参加申込みがなされている。また、平成 30 年 12 月 21 日にヒューレット・パッカー HP Pro x2 612 G2 (3VG66PA) を富士通 ARROWS Tab Q738/SE と同等品とする申請があり、同月 28 日に同機種を同等品と認めている。

平成 31 年 1 月 10 日に行った入札では、入札参加申込みのあった株式会社さくらケーシーエス 1 者の応札により 97,200,000 円で落札し、同月 16 日に仮物品購入契約を締結している。

なお、この契約については、加東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年加東市条例第 46 号）第 3 条の規定により平成 31 年 1 月 22 日に加東市議会に上程され、同日可決している。

(5) 納品及び検査

平成 31 年 3 月 27 日に株式会社さくらケーシーエスから、ヒューレット・パッカー HP Pro x2 612 G2 (3VG66PA) のタブレットパソコン等が納品され、同月 29 日に完了検査を行っている。

(6) 補助金の活用

平成 30 年度パソコン購入については、兵庫県「ひょうご地域創生交付金」交付対象事業であり、対象となる事業費 73,507,000 円のうち補助額は 36,753,000 円（補助率 1/2）となっている。

2 監査委員の判断

請求人の主張については、次のように判断する。

(1) 事業の必要性

平成 30 年度パソコン購入は、2020 年に改訂される新学習指導要領において、情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」に位置付け、今後の学習活動において積極的に ICT を活用する文部科学省の方針を受け、加東市の小中学生の情報活用能力を育成するためのものであり、その必要性を是認することができる。

(2) 入札手続等の適否

機種選定においては、既に教育用パソコンとして各小中学校に導入し、円滑に動作していた富士通 ARROWS Tab Q738/SE を参考品とし、仕様一覧で CPU を Core m3-7Y30(2.6GHz)以上とするなど検討されており、選定は妥当なものと考えられる。

平成 30 年度パソコン購入の入札及び契約の進め方に関しては、加東市契約規則(平成 18 年加東市規則第 38 号)及び加東市競争入札等の執行に関する規程(平成 18 年加東市告示第 9 号)に基づき適正に行われている。また、一般競争入札における一者入札の是非を問題としているが、一般競争入札は、広く公告をして入札希望者を募集するもので、その公募にもかかわらず入札者が一者しかなかったものである。そして、入札に参加した者は、入札が行われるまでは競争相手がいないことは知り得ず、他に入札者があるであろうことを予想し、入札に参加しているはずであって、一定の競争性は確保されており、契約は有効に成立するものと解される。したがって、一者入札により締結された平成 30 年度パソコン購入契約は直ちに違法・不当とする理由はないものと判断され、市に補てんすべき財産上の損害の発生も認められなかった。

第 5 結 論

以上のとおり本件措置請求については、理由のないものと判断し棄却する。

第 6 監査委員の要望

平成 30 年度パソコン購入については、特定の者のみしか入札に参加できないという特段の事由は見受けられないにもかかわらず、一者入札となっていることの要因を分析し、公告情報の周知強化、十分な公告期間の確保及び丁寧な仕様書の作成など、その改善に向けた努力を強く求める。